

CBTシステムの拡充・活用推進、教育データの利 活用推進事業(教育データ利活用に係る 留意事項等に関する調査研究)の 業務計画概要のご説明

2022年6月24日

EY新日本有限責任監査法人

業務の趣旨・目的、主要成果物の概要

業務の趣旨・目的

- GIGAスクール構想による1人1台端末環境の実現等の教育DXが進められつつある中、教育データに個人に係る情報が多く含まれることを踏まえ、データの利活用が安全・安心のもとに進められるよう、デジタル教育データを安全・安心に利活用するための留意事項等について調査研究を実施する。

主要成果物の概要

教育データを安全・安心に利活用するための留意事項等について解説するQ&A集(仮称)

取扱う テーマ

- 令和5年4月1日に施行予定の改正個人情報保護法を見据えた、学校教育分野における個人情報保護法に関連する留意点を中心に記載する。
- 例えば、進学や就職の際に本人が不利益を被らないようにするための教育データの利活用の在り方など、一部、個人情報保護法の範疇を超えた課題についても対象とすることを視野に入れる。

主な 読み手

- ① 初等中等教育機関(幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)
- ② 初等中等教育機関の設置管理者としての国立大学法人、教育委員会、公立大学法人、学校法人等
- ③ 初等中等教育機関にデジタル教材等を提供している事業者等
- ④ その他初等中等教育機関から教育データの提供を受ける可能性のある研究機関等

場合 分け

- 適用される個人情報保護法の規定が、行政機関等と民間事業者では異なる場合がある(オプトアウト方式の許容性、匿名加工情報の作成・提供方法 等)ため、必要に応じて「公立学校の場合」と「学校法人等の場合」に分けて記載する。

アウトプットイメージ(案)

総論編

総論編では、教育データ利活用の目的や意義について整理するとともに、令和5年4月1日に施行される改正個人情報保護法の学校教育分野の適用事例について、そのポイントごとに簡略的に解説をするとともに、その他の教育データ利活用を推進するにあたっておさえておくべき総論的な留意点を解説します。

※なお、個人情報保護法は、第4章では「個人情報取り扱い事業者等の義務等」について規定するとともに、第5章では「行政機関等の義務等」について規定されており、学校法人等が設置するいわゆる私立学校は第4章が、公立学校及び教育委員会等は第5章が適用されることとなっており、設置主体によって、法律の適用条項が異なりますので、本稿においても、一部については、「公立学校」と「学校法人等」に分けて解説を行うこととします。

1. 教育データ利活用の目的・意義

.....

2. 個人情報とは

.....

3. 要配慮個人情報とは

.....

4. 利用目的の明示

(公立学校)

.....

(学校法人等)

.....

コラム

・進学の際のデータの取扱いに関する留意点

.....

一般的な定義を簡単に記載

その上で、**学校教育分野の適用事例を示しながら解説**

※「.....場合は、個人情報に該当する」など

コラムでは、「進学や就職の際のデータの取扱い」「セキュリティ上の留意点」などの観点から、個人情報保護法の範囲外の留意点を記載

各論編

※下記の記載イメージは、公立学校の場合を想定

(学校編)

Q

A

(教育委員会編)

Q

A

(事業者編)

Q

A

(学術研究編)

Q

A

読み手ごとに章立て

主要な論点ごとにQを設定

Q&A方式で解説

業務項目と進め方

(1) 教育データの利活用に係る留意事項等の検討・整理

総論編で解説する項目、各論編で取上げるQ項目を、デスクトップ調査・ヒアリング調査を通じて検討・整理する。

デスクトップ調査
(個人情報保護法に関する既存ガイドライン等)

関係者ヒアリング調査
(学校、教育委員会、教育サービス提供事業者等、教育データを取扱うことが想定される関係者)

①

「教育データの利活用に関する有識者会議」においてご議論頂きたいこと

- ★① 総論編で解説する項目、各論編で取上げるQ項目の案について(8月頃)
- ★② 総論編・各論編の解説のドラフトについて(9~11月に2回程度)

(2) 教育データの利活用に係る留意事項等に関する論点及び方向性の提示

専門家の助言を受けながら、総論編の解説、各論編のA(Q項目への解説)を作成する。

有識者ヒアリング調査
(教育データの利活用に際する留意事項等に詳しい専門家から専門的な助言を仰ぐ)

コンテンツ案作成

②